

# 介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

## 主な根拠法令等

- ・居宅基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ・解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）
- ・市条例：奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第10号）
- ・市要項：奈良市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要項
- ・報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準
- V ユニット型基準

※I、II、III、IV については、ユニット型施設で準用されている基準は、項目に「(ユニット型含む)」と記載

※V については、ユニット型施設のみ

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1(*) 基本方針	指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第141条	
I-2 暴力団の排除	指定短期入所療養介護の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市条例第4条	
II-1* 従業者の員数 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次の基準を満たしているか。 ・介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 ・療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 ・診療所である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。 ・介護医療院である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	本体施設の利用者と合算した利用者数で、本体施設の人員基準を満たしていればよい。  ○「看護職員」＝ 看護師、准看護師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第142条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）</li> <li>・従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）</li> <li>・資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し）</li> </ul>
	<p>●【解釈通知第2-2(1)、(3)】常勤換算方法の算定又は常勤の職員の配置にあたっては、当該事業所において定める（就業規則、雇用契約等）時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取中で期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。</p>					

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-1* 設備及び備品等	<p>指定短期入所療養介護事業所の設備は、次の基準を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有することとする。</li> <li>・療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。</li> <li>・診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。</li> </ul> <p>1指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。</p> <p>2浴室を有すること。</p> <p>3機能訓練を行うための場所を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備を有することとする。</li> </ul> <p>療養病床を有する病院又は診療所及び療養病床を有しない診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しているか。</p>	<p>指定の際に届け出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。</p> <p>○「居室等」＝ 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>居宅基準第143条第1項</p>	<p>・平面図（行政機関側が保存しているもの）</p>
Ⅳ-1* 内容及び手続の説明及び同意 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>●【市要項第3章第6-8準用】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程の概要</li> <li>・従業者の勤務体制</li> <li>・通常の事業の実施地域</li> <li>・利用料その他の費用の額</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会の連絡先）</li> <li>・守秘義務</li> <li>・利用定員</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</li> </ul> <p>●【居宅基準第8条第2項準用】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。</p>	<p>開所時間や通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。</p> <p>記載内容とサービスの実態が乖離していないか。</p> <p>利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。</p> <p>サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>居宅基準第125条準用</p>	<p>・重要事項説明書（利用申込者の同意があったことがわかるもの）</p> <p>・利用契約書</p>
Ⅳ-2 指定短期入所療養介護の開始及び終了 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>居宅基準第126条第2項</p>	
Ⅳ-3 提供拒否の禁止 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(3)準用】利用申込に対してサービス提供を拒否できる正当な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</li> <li>・通常の事業の実施地域外の利用者からの利用申込の場合</li> <li>・その他利用申込者に対して適切なサービスが行えない場合</li> </ul>	<p>通常の事業の実施地域を広く設定しすぎている場合など、実施地域内にもかかわらず利用申込を断っているケースに注意。 （例）通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っている等。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>居宅基準第9条準用</p>	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-4 サービス提供困難時の対応 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第10条準用	
IV-5* 受給資格の確認 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	事業所で保管している被保険者証の写しが古いものになっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第11条第1項準用	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録
	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第11条第2項準用	
IV-6 要介護認定の申請に係る援助 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第12条第1項準用	
	指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第12条第2項準用	
IV-7* 心身の状況等の把握 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	サービス担当者会議の記録や、フェイスシート等が保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第13条準用	・サービス担当者会議の記録
IV-8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第15条準用	
	<p>●【介護保険法施行規則第64条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅要介護被保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。</li> <li>1当該居宅要介護被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。</li> <li>2当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。</li> <li>3当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第74条第1項（指定地域密着型サービス基準第182条において準用する場合を含む。）の規定により作成された居宅サービス計画の対象となっているとき。</li> <li>4当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービスを含む指定居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているとき。</li> <li>・居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を受けるとき。</li> </ul>					

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-9* 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を取り寄せているか、居宅サービス計画の期限が切れていないか、居宅サービス計画で位置付けられているサービスが短期入所療養介護計画にも盛り込まれているかなど、居宅サービス計画との整合性を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第16条準用	・居宅サービス計画 ・短期入所療養介護計画 (利用者の同意があったことがわかるもの)
IV-10* サービス提供の記録 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について介護保険法第41条第6項の規定により利用者により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	サービス利用票（提供票）等は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第19条第1項準用	・居宅サービス計画 ・サービス提供記録
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【解釈通知第3-1-3(10)1準用】指定短期入所療養介護を提供した際に、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない内容としては、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定短期入所療養介護の提供日</li> <li>・内容</li> <li>・保険給付の額</li> <li>・その他必要事項</li> </ul> </li> </ul>	サービス提供記録は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第19条第2項準用	
IV-11* 利用料等の受領	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険法第41条第8項	・請求書 ・領収書
	指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第145条第1項	
IV-11* 利用料等の受領	指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第145条第2項	・請求書 ・領収書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【解釈通知第3-1-3(11)2準用】そもそも介護保険給付の対象となる指定短期入所療養介護と明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に当該事業が指定短期入所療養介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</li> <li>・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定短期入所療養介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</li> <li>・会計が指定短期入所療養介護の事業の会計と区分されていること。</li> </ul> </li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げるの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。ただし、1から4に掲げる費用に係る同意は文書によるものとする。</p> <p>1食事の提供に要する費用 2滞在に要する費用 3厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 4厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 5送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） 6理美容代 7前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの（以下、「その他の日常生活費」とする。）</p> <p>●【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について（厚生労働省通知）】「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守すること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・保険給付の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしていること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜が利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであり、当該費用の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明がなされたうえで同意を得ていること。 ・「その他の日常生活費」の受領が、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるものであること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額が、当該施設の運営規程において定められており、かつ、その内容が記載された文書が施設の見やすい場所に掲示されていること。</p>	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第145条第3項、第5項	
IV-12 保険給付請求のための証明書の交付（ユニット型準用）	指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第21条準用	
IV-13* 指定短期入所療養介護の取扱方針	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第146条第1項	
	指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第146条第2項	
	●【解釈通知第3-9-2(2)】「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続で連続で利用することを指す。					
	短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第146条第3項	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>●【市条例第7条(1)】身体拘束廃止委員会を設置し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、次に掲げる事項について検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急やむを得ない場合に該当するか</li> <li>・身体的拘束等の内容、目的及び理由</li> <li>・拘束時間又は時間帯、拘束期間又は解除予定日</li> <li>・解除に向けた具体的取組</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第146条第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針</li> <li>・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの</li> </ul>
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>●【<u>解釈通知第3-9-2(2)2</u>】緊急やむを得ない理由については、<u>切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。</u>＜令和6年度改正事項＞</p> <p>●【市条例第7条(2)】やむを得ず身体的拘束等を実施することとなった場合は、あらかじめ利用者及びその家族に委員会での検討結果の説明を行うこと。</p>	<p>【減算適用】 身体的拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。（令和7年度から適用。）[報酬告示別表第9-1-イ-注4][報酬告示別表第9-2-ロ及びハ-注4][報酬告示別表第9-3-ホ-注4]</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第146条第5項	
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。＜令和6年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</li> </ul> <p>●【<u>解釈通知第3-9-2(2)3</u>】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーについては、事業所の管理者及び従業者に加え、第三者や専門家を活用して構成することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用が考えられる。なお、身体的拘束適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>●【<u>解釈通知第3-9-2(2)4</u>】身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。＜令和6年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方</li> <li>・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</li> <li>・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</li> <li>・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>・利用者等に対する当該指針の関覧に関する基本方針</li> <li>・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ul> <p>●【<u>解釈通知第3-9-2(2)5</u>】身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>●【市条例第7条(4)】身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>●【市条例第7条(5)】身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>●【市条例第7条(6)】介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>※令和6年度改正事項については、令和7年度から適用。ただし、市条例に基づき適切に実施されているか。</p> <p>【減算適用】 居宅基準第146条第6項に規定する基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算あり。（令和7年度から適用。）[報酬告示別表第9-1-イ-注4][報酬告示別表第9-2-ロ及びハ-注4][報酬告示別表第9-3-ホ-注4]</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第146条第6項	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第146条第7項	
IV-14* 短期入所療養介護計画の作成 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。  ●【解釈通知第3-9-2(3)1】施設に介護支援専門員が要る場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成させることが望ましい。	フェイスシート、アセスメントシート等は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第147条第1項	・ 居宅サービス計画 ・ 短期入所療養介護計画 (利用者の同意があったことがわかるもの)
	短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	短期入所療養介護計画は、居宅サービス計画の内容に基づいて作成されるものではあるが、居宅サービス計画の丸写しとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第147条第2項	
	指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	計画に対する同意は、利用開始よりも前に得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第147条第3項	
	指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第147条第4項	
IV-15 診療の方針 (ユニット型含む)	医師の診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第148条第1号	
	医師の診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第148条第2号	
	医師の診療に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第148条第3号	
	検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第148条第4号	
	特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第148条第5号	
	別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第148条第6号	
	入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第148条第7号	
IV-16 機能訓練 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第149条	
IV-17* 看護及び医学的管理の下における介護	看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第150条第1項	・ サービス提供記録
	指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきをしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第150条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第150条第3項	
	指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第150条第4項	
	指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第150条第5項	
	指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第150条第6項	
IV-18 食事の提供	指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●【解釈通知第3-9-2(7)2準用】調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</li> <li>●【解釈通知第3-9-2(7)3準用】夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</li> <li>●【解釈通知第3-9-2(7)7準用】食事内容については、当該施設の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならない。</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第151条第1項	
	指定短期入所療養介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第151条第2項	
IV-19 その他のサービスの提供	指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第152条第1項	
	指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第152条第2項	
IV-20 利用者に関する市町村への通知 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</li> <li>・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第26条準用	
IV-21 管理者の責務 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第52条第1項準用	
	指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に当該事業の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第52条第2項準用	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-22* 運営規程	<p>指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的及び運営の方針</li> <li>・従業員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>・通常の送迎の実施地域</li> <li>・施設利用に当たっての留意事項</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>・その他運営に関する重要事項</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-1-3(19)1準用】従業員の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様）</p> <p>●【解釈通知第3-8-3(13)3準用】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定できるものとする。なお、当該区域は送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該区域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。</p> <p>●【解釈通知第3-9-2(8)】「その他施設の運営に関する重要事項」としては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(19)5準用】虐待の防止のための措置については、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</p>	<p>利用者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。</p> <p>通常の送迎の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っていることはないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第153条	・運営規程
IV-23* 勤務体制の確保	<p>指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに、短期入所療養介護従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>●【解釈通知第3-6-3(5)準用】指定短期入所療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、次に掲げる事項を明確にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所療養介護従業員の日々の勤務時間</li> <li>・常勤、非常勤の別</li> <li>・専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置</li> <li>・管理者との兼務関係</li> </ul> <p>●【市要項第3章第1-6(1)準用】勤務表を作成する上で、短期入所療養介護従業員が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。</p>	記載項目が漏れていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第101条第1項準用	・従業員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの （例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの
	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業員によって指定短期入所療養介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第101条第2項準用	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>●【市条例第9条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。</p> <p>●【解釈通知第3-2-3(6)3準用】認知症介護に係る基礎研修については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることにより、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させる観点から実施するものであること。なお、事業所が新たに採用した無資格の従業者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。</p>	<p>研修の受講記録は残しているか。受講していない他の短期入所療養介護従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。</p> <p>○「全ての短期入所療養介護従業者」＝看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。</p>	□	□	居宅基準第101条第3項準用	・研修の計画及び実績がわかるもの
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、適切な指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(2i)4イ準用】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。          ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。）          ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）</p>		□	□	居宅基準第101条第4項準用	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
IV-24* 業務継続計画の策定等 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第3-6-3(6)2準用】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。          ・感染症に係る業務継続計画          1 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）          2 初動対応          3 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）          ・災害に係る業務継続計画          1 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）          2 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）          3 他施設及び地域との連携</p>	<p>【減算適用】          業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（令和6年度から適用。「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、令和7年度から適用。）【報酬告示別表第9-1-イ-注6】【報酬告示別表第9-2-ロ及びハ-注6】【報酬告示別表第9-3-ホ-注6】</p>	□	□	居宅基準第30条の2第1項準用	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>●【解釈通知第3-6-3(6)3準用】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておく必要がある。</p> <p>●【解釈通知第3-6-3(6)4準用】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年1回以上定期的実施するものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条の2第2項準用	
	指定短期入所療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条の2第3項準用	
IV-25* 定員の遵守	<p>指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</li> <li>・療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</li> <li>・診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数</li> <li>・介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</li> </ul>	【減算適用】 定員を超過している場合は、定員超過減算有り。[報酬告示別表第9-1-イ-注][報酬告示別表第9-2-ロ及びハ-注][報酬告示別表第9-3-ホ-注]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第154条	・国保連への請求書控え
IV-26* 非常災害対策 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>●【解釈通知第3-6-3(7)1準用】消防法上、防火管理者を置かなくてもよい事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第103条第1項準用	・非常災害時の対応計画(管轄消防署へ届け出た消防計画(風水害、地震対策含む)又はこれに準ずる計画) ・運営規程 ・避難、救出等訓練の実施状況がわかるもの ・通報、連絡体制がわかるもの ・消防署への届出
	指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に対する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第103条第2項準用	
	<p>●【市条例第12条第1項、市要項第3章第6-7】非常災害に対する必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	消防法第8条	
	収容人数が10人以上の指定短期入所療養介護事業所においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的届出等を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-27* 衛生管理等 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第118条第1項準用	
	指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・当該指定短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</li> <li>・当該指定短期入所療養介護事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-6-3(8)1準用】 次の点に留意すること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</li> <li>・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び蔓延を防止するための措置について別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</li> <li>・空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-6-3(8)2イ準用】 感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>●【解釈通知第3-6-3(8)2ロ準用】 感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を参照されたい。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等）</li> <li>・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等）</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-6-3(8)2ハ準用】 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第3-6-3(8)2ニ準用】 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に1回以上定期的に実施するものとする。</p> </p></p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第118条第2項準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための指針</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況、結果がわかるもの</li> </ul>
IV-28(*) 掲示 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ●【居宅基準第32条第2項準用】 指定短期入所療養介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定短期入所療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第32条準用	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定短期入所療養介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-1-3(24)準用】ウェブサイトとは、法入のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年度から適用。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第32条第3項準用	
IV-29* 秘密保持 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徹するなどの措置を講じているか。 利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第33条第1項準用 居宅基準第33条第2項準用 居宅基準第33条第3項準用	・個人情報の使用に関する同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
IV-30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第35条準用	
IV-31* 苦情処理 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 指定短期入所療養介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同様の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。 苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条第1項準用 居宅基準第36条第2項準用 居宅基準第36条第3項準用 居宅基準第36条第4項準用 居宅基準第36条第5項準用 居宅基準第36条第6項準用	・苦情の受付簿 ・苦情への対応記録
IV-32 地域等との連携 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第139条準用	
IV-33 地域等との連携 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ●【市条例第13条】事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条の2準用	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-34 * 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所療養介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。&lt;令和6年度改正事項&gt;</p> <p>●【解釈通知第3-8-3(19)】当該委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。 なお、当該委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。&lt;令和6年度改正事項&gt;</p>	※令和6年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第139条の2準用	・生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの
IV-35 * 事故発生時の対応 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(30)準用】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意すること。 ・利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定短期入所療養介護事業者が定めておくことが望ましい。 ・指定短期入所療養介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ・指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告がされていないケースがあるので注意。</p> <p>事故報告は介護福祉課に提出すること。</p> <p>介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第37条第1項準用	・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第37条第2項準用	
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第37条第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-36 * 虐待の防止 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該指定短期入所療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>当該指定短期入所療養介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</li> <li>当該指定短期入所療養介護事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</li> <li>虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-1-3(31)1準用】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(31)2準用】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</li> <li>虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</li> <li>虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li> <li>虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li> <li>成年後見制度の利用支援に関する事項</li> <li>虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li> <li>利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</li> <li>その他虐待の防止の推進のために必要な事項</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-1-3(31)3準用】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(31)4準用】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞</p>	<p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。</p> <p>【減算適用】 虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、高齢者虐待防止措置未実施減算有り。[報酬告示別表第9-1-イ-注5][報酬告示別表第9-2-ロ及びハ-注5][報酬告示別表第9-3-ホ-注5]</p>	□	□	居宅基準第37条の2準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの</li> <li>虐待の防止のための指針</li> <li>虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの</li> <li>担当者を置いていることがわかるもの</li> </ul>
IV-37(* ) 会計の区分 (ユニット型含む)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>		□	□	居宅基準第38条準用	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-38(*) 記録の整備 (ユニット型含む)	指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第154条の2第1項	
	指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ・短期入所療養介護計画 ・提供した指定短期入所療養介護の具体的なサービスの内容等の記録 ・やむを得ず実施した身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・居宅基準第26条(準用)に規定する市町村への通知に係る記録 ・提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ・指定短期入所療養介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限（5年）より短くなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第154条の2第2項 市条例第14条	
V-1 基本方針 (ユニット型のみ)	ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の3	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
V-2* 設備及び備品等 (ユニット型のみ)	<p>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有しているか。</p> <p>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる設備を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ユニットの病室は次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の病室の定員は1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</li> <li>・病室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</li> <li>・1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、2人部屋の場合は21.3平方メートル以上とすること。</li> <li>・フザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul> </li> <li>●ユニットの共同生活室は次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</li> <li>・1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</li> <li>・必要な設備及び備品を備えること。</li> </ul> </li> <li>●ユニットの洗面設備は次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul> </li> <li>●ユニットの便所は次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・フザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul> </li> <li>●廊下幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</li> <li>●機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</li> <li>●浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</li> <li>●廊下、機能訓練室、浴室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものとする。ただし、利用者に対する短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。</li> <li>●消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>住宅基準第155条の4第1項</p> <p>住宅基準第155条の4第2項</p>	<p>・平面図(行政機関側が保存しているもの)</p>

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる設備を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ユニットの病室は次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の病室の定員は1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</li> <li>・病室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</li> <li>・1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、2人部屋の場合は21.3平方メートル以上とすること。</li> <li>・フザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul> </li> <li>●ユニットの共同生活室は次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</li> <li>・1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</li> <li>・必要な設備及び備品を備えること。</li> </ul> </li> <li>●ユニットの洗面設備は次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul> </li> <li>●ユニットの便所は次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・フザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul> </li> <li>●廊下幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</li> <li>●機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</li> <li>●浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</li> <li>●廊下、機能訓練室、浴室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものとする。ただし、利用者に対する短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。</li> <li>●消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> </ul>				<p>居室基準第155条の4第3項</p>	<p>・平面図（行政機関側が保存しているもの）</p>
	<p>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備を有しているか。</p>				<p>居室基準第155条の4第4項</p>	
V-3* 利用料等の受領 (ユニット型のみ)	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。</p>	<p>領収証の控えなどは事務所で保管しているか。</p>			<p>介護保険法第41条第8項</p>	
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>				<p>居室基準第155条の5第1項</p>	<p>・請求書 ・領収書</p>

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じさせていないか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(11)2準用】そもそも介護保険給付の対象となる指定短期入所療養介護と明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に当該事業が指定短期入所療養介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</li> <li>・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定短期入所療養介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</li> <li>・会計が指定短期入所療養介護の事業の会計と区分されていること。</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の5第2項	
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。ただし、1から4に掲げる費用に係る同意は文書によるものとする。</p> <p>1食事の提供に要する費用 2滞在に要する費用 3厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 4厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 5送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。) 6理美容代 7前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの(以下、「その他の日常生活費」とする。)</p> <p>●【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について(厚生労働省通知)】「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。</li> <li>・保険給付の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしていること。</li> <li>・「その他の日常生活費」の対象となる便宜が利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであり、当該費用の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明がなされたうえで同意を得ていること。</li> <li>・「その他の日常生活費」の受領が、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるものであること。</li> <li>・「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額が、当該施設の運営規程において定められており、かつ、その内容が記載された文書が施設の見やすい場所に掲示されていること。</li> </ul>	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の5第5項	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
V-4* 指定短期入所療養介護の取扱方針 (ユニット型のみ)	指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の6第1項	
	指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の6第2項	
	指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の6第3項	
	指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の6第4項	
	ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の6第5項	
	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の6第6項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針</li> <li>・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●【市条例第7条(1)】 身体拘束廃止委員会を設置し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、次に掲げる事項について検討すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急やむを得ない場合に該当するかどうか</li> <li>・身体的拘束等の内容、目的及び理由</li> <li>・拘束時間又は時間帯、拘束期間又は解除予定日</li> <li>・解除に向けた具体的取組</li> </ul> </li> </ul>	【減算適用】 身体拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。（令和7年度から適用。）[報酬告示別表第9-1-イ-注4][報酬告示別表第9-2-ロ及びハ-注4][報酬告示別表第9-3-ホ-注4]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の6第7項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●【解釈通知第3-9-3(5)3】 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。&lt;令和6年度改正事項&gt;</li> <li>●【市条例第7条(2)】 やむを得ず身体的拘束等を実施することとなった場合は、あらかじめ利用者及びその家族に委員会での検討結果の説明を行うこと。</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。＜令和6年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-9-3(5)4】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーについては、事業所の管理者及び従業者に加え、第三者や専門家を活用して構成することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用が考えられる。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>●【解釈通知第3-9-3(5)5】身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。＜令和6年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方</li> <li>・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</li> <li>・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</li> <li>・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> <li>・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-9-3(5)6】身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>●【市条例第7条(4)】身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>●【市条例第7条(5)】身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>●【市条例第7条(6)】介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>※令和6年度改正事項については、令和7年度から適用。ただし、市条例に基づき適切に実施されているか。</p> <p>【減算適用】                  居宅基準第146条第6項に規定する基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算あり。（令和7年度から適用。）「報酬告示別表第9-1-イ-注4」「報酬告示別表第9-2-ロ及びバ-注4」「報酬告示別表第9-3-ホ-注4」</p>			居宅基準第155条の6第8項	
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>		□	□	居宅基準第155条の6第9項	
V-5* 看護及び医学的管理の下における介護（ユニット型のみ）	<p>看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。</p>		□	□	居宅基準第155条の7第1項	・サービス提供記録
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。</p>		□	□	居宅基準第155条の7第2項	
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p>		□	□	居宅基準第155条の7第3項	
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。</p>		□	□	居宅基準第155条の7第4項	
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。</p>		□	□	居宅基準第155条の7第5項	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の7第6項	
	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の7第7項	
V-6 食事 (ユニット型のみ)	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の8第1項	
	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の8第2項	
	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の8第3項	
	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の8第4項	
V-7 その他のサービスの提供 (ユニット型のみ)	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の9第1項	
	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の9第2項	
V-8* 運営規程 (ユニット型のみ)	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的及び運営の方針</li> <li>・従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>・通常の送迎の実施地域</li> <li>・サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>・その他運営に関する重要事項</li> </ul>	<p>利用者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。</p> <p>通常の送迎の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狹川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っていることはないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の10第	・運営規程
	<p>●【解釈通知第3-1-3(19)1準用】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様）</p> <p>●【解釈通知第3-8-3(13)3準用】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定できるものとする。なお、当該区域は送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該区域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。</p> <p>●【解釈通知第3-8-3(13)6準用】「その他施設の運営に関する重要事項」としては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(19)5準用】虐待の防止のための措置については、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法を指す内容であること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
V-9* 勤務体制の確保等 (ユニット型のみ)	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、次のに定める職員配置を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</li> <li>・ 夜間及び深夜については、二ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</li> <li>・ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</li> </ul> <p>●【解釈通知第3-8-4(10)準用】ユニットケアリーダー研修を受講した従業者(ユニットリーダーに対して指導等を行える者であればユニットリーダーに限らない)を各施設に2名以上(2ユニット以下の施設においては1人以上)配置すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>居宅基準第155条の10の2第1項</p> <p>居宅基準第155条の10の2第2項</p>	<p>・ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表)</p> <p>・ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの</p>
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の10の2第3項	
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>●【市条例第9条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。</p> <p>●【解釈通知第3-2-3(6)3準用】認知症介護に係る基礎研修については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることにより、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させる観点から実施するものであること。なお、事業所が新たに採用した無資格の従業者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。</p>	<p>研修の受講記録は残しているか。受講していない他の短期入所療養介護従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。</p> <p>○「全ての短期入所療養介護従業者」＝看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の10の2第4項	・ 研修の計画及び実績がわかるもの
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の10の2第5項	

介護保険サービス等自主点検表（短期入所療養介護）（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(21)4イ準用】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。                      ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。）                      ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の10の2第6項	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
V-10* 定員の遵守 (ユニット型のみ)	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>・ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数                      ・ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所において、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第155条の11	・国保連への請求書控え